

令和3年度八街市下水道事業会計 予算原案作成方針

令和2年10月29日
決定

1 下水道事業の財務状況と収支の見通し

下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用した令和2年4月1日（以下「事業開始時」という。）における下水道事業の資産、負債及び資本の状況は、資産総額が12,895,837千円であるのに対して負債総額が12,465,809千円となっており、資本への計上額は430,028千円となっている。一方、令和2年度には純利益が70,129千円生じる見込みであり、その結果、令和2年度末における下水道事業の資産、負債及び資本の状況は、資産総額が12,581,950千円、負債総額が12,081,793千円、資本計上額が500,157千円となる見通しである。

しかしながら、令和2年度に生じる純利益は、一般会計から営業外収益として他会計補助金を277,846千円繰り入れることを前提としたものであり、この補助金の繰入れがなければ同年度において多額の純損失が生じることになり、その結果、資本が外部へ流出する事態を招くことになるなど、独立採算を原則とする地方公営企業の財務状況としては、決して健全であるとはいえない状況になっている。

令和3年度においても、下水道使用者の大幅な増加や大規模事業所の開設などといった地方公営企業の収入の増加につながるような要因は見当たらず、また、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための新しい生活様式が定着していくことが下水道事業の経営にどのような影響を及ぼすのかが不透明である中、同年度における下水道事業の財務状況は、依然として厳しいものになるものと考えられる。

2 予算原案作成の基本的な考え方

令和3年度の下水道事業会計の予算原案作成の基本的な考え方は、1の下水道事業の財務状況と収支の見通しの内容を踏まえて、次のとおりとする。

(1) 八街市総合計画2015等の着実な推進

八街市総合計画2015後期基本計画等の市の策定する計画に掲げる下水道事業に関する施策のほか、公共下水道事業計画や公共下水道ストックマネジメント計画などに定める事業計画を着実に推進するため、必要な予算を確保する。

(2) 将来に渡り持続可能な経営の実現

下水道事業の経営を将来に渡って持続可能なものとするため、事務事業の見直しを

徹底して行い、下水道使用料などの収益を確実に確保するとともに、下水道施設の維持管理費などといった費用の削減を図る。

(3) 一般会計予算編成方針との整合

下水道事業の経営には一般会計からの補助金の繰入れが不可欠である状況に鑑み、下水道事業会計の予算原案作成は、令和3年度の一般会計予算の予算編成方針の趣旨を尊重し、これとの整合をとりつつ行うものとする。